

ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費補助金 第3次公募 公募案内

募集期間：令和3年2月26日（金）～4月23日（金）17時必着

1. 補助金の概要

事業の内容	コロナ感染症により落ち込んだ売上げ等を回復させるため、今後3年間を目途として売上げの回復を図るための「コロナ危機対応 事業再興計画」を策定し、同計画に基づいて実施する設備投資、研究開発及び販路開拓に要する経費を支援するもの。		
補助対象者	県内に事業所を有する中小企業等であって、統計法（平成19年法律第53号）の規定に基づき、統計基準として定められた日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する製造業者又は知事が認めるもの。 ※第1次及び第2次公募における申請で不認定となった者については、再申請可能。		
補助対象要件	(1) 令和2年2月以降の1箇月間の売上が前年同月比で10%以上減少した者。 「一般事業者」 (2) 令和2年2月以降の1箇月間の売上が前年同月比で15%以上減少した者。 「特別事業者」		
補助事業の種類	①設備投資：生産性向上のため、年1%以上の生産効率向上を目的とした設備導入、又は新規分野への挑戦等に必要とする設備導入に係る経費を補助する。 ②研究開発：市場競争力のある製品創出のため、自社内で行う研究開発や、他機関との共同研究、他機関への委託研究に係る経費を補助する。 ③販路開拓：販路の開拓を目的とした展示会・商談会への出展に係る費用・旅費やインターネット上での販路開拓に必要な経費を補助する。		
補助対象経費	①設備投資：機械装置購入費、システム構築費 ②研究開発：専門家謝金、専門家旅費、旅費、原材料費、機械装置・工具器具費、外注加工・分析費、手数料、技術指導料、事務費、委託費、その他経費 ③販路開拓：専門家謝金、専門家旅費、旅費、展示会出展費、事務庁費、ホームページ制作費、その他経費		
補助率／補助上限額	種類	一般事業者	特別事業者
	①設備投資	3/4 500万円	5/6 500万円
	②研究開発	3/4 300万円	5/6 300万円
	③販路開拓	3/4 200万円	5/6 200万円
	※ 補助対象事業費の下限は、150万円とする。 ※ ①、②、③をそれぞれ組み合わせた場合の補助金の上限額は、500万円とする。 ※ 消費税及び地方消費税並びに振込手数料は除く。		
補助対象期間	交付決定日～令和4年1月28日（金）		

2. 応募方法

- ・本事業への補助金申請には、事前に大分県への事業再興計画の認定申請を行い、認定を得る必要があります。（詳細は、本事業の公募要領をご覧ください。）
- ・必要書類を作成のうえ、下記提出先に郵送で提出ください。
（申請書様式は、現在準備中です。）

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/14200/...html>

<http://oitakenkoren.or.jp/news/...html>

（お問い合わせ）

一般社団法人 大分県工業連合会

〒870-8501 大分市大手町3-1-1（大分県工業振興課内）

TEL：097-506-3267、3279 e-mail：info@oitakenkoren.or.jp

